

各 土 木 事 務 所 長
東 部 土 木 事 務 所 登 米 地 域 事 務 所 長
栗 原 市 長
東 松 島 市 長
大 和 町 長

} 殿

宮 城 県 土 木 部 長

**屋外広告物条例第2条第9号及び第4条第3号に規定する「展望することができる地域」
における「視認できない広告物等」の取扱いについて（通知）**

本県の屋外広告物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「屋外広告物条例の施行について」（平成5年9月30日付け都市第284号土木部長通知）が平成28年4月1日付けで改正されたことに伴い、新たに別に定めることとした屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）第2条第9号及び第4条第3号に規定する「展望することができる地域」における「視認できない広告物等」の取扱いについて、別紙のとおり定めましたので、適切に事務処理願います。

なお、これに伴い「宮城県告示第1133号で第2種禁止地域として指定した区間におけるトンネル部の取扱いについて」（平成22年12月15日付け都市号外都市計画課長通知）は廃止します。

おって、事務移譲市町には別に通知しています。

（注）破線部は市町村長あてのみ、最終行は県機関あてのみ

(別紙)

屋外広告物条例第2条第9号及び第4条第3号に規定する「展望することができる地域」における「視認できない広告物等」の取扱いについて

1 「視認できない広告物等」の判断基準

「視認できない広告物等」とは、次の各号のいずれかに該当するものであって、道路等からの景観を阻害しないことが明らかであるものをいう。

- (1) 広告物等の表示及び設置位置の最上部及び最下部から道路等の方向を見た場合、障害物（一時的、仮設的なものを除く）により当該道路等上を通行する車両等が全く視認できないもの
- (2) 道路等から広告物等に向けて垂直に伸ばした線に対し、広告物等の表示されていない面（裏面）が45度以上135度以下の範囲で面しているもの
- (3) 道路等と広告物等の距離が、表示面中の最大の一の文字（又はイメージ等）の高さ又は幅のいずれか大きい方の300倍以上離れているもの

2 第2種禁止地域における「視認できない広告物等」の審査手続

(1) 「第2種禁止地域における屋外広告物表示（設置）に係る確認書」の提出

第2種禁止地域内に道路等から視認できない広告物等を設置しようとする者は、当該広告物等の表示（設置）許可申請時に、「道路等から展望することができる地域における屋外広告物表示（設置）に係る確認書」（別紙様式）に次に掲げる資料を添付して提出するものとする。

- ① 広告物等の意匠、大きさがわかる図面【共通】
 - ・ 広告物等の文字又はイメージ等の大きさ、裏面の状況等がわかるものであること。
- ② 広告物等の位置図【共通】
 - ・ 広告物等と道路等の距離がわかるものであること。
- ③ 広告物等の設置位置と道路等の位置関係がわかる写真【共通】
 - ・ 写真は、広告物等の位置から道路等の方向に向けて撮影すること。
- ④ 平面図【第2号】
 - ・ 広告物等の道路等に対する設置角度がわかるもの
- ⑤ その他
 - ・ 広告物等が道路等から視認できないこと、景観を阻害しないものであることを審査するために必要な資料

(2) 審査方法

「1 「視認できない広告物等」の判断基準」の各号のいずれかに該当することを次の方法により確認する。ただし、各号に該当するものでも、明らかに道路等からの景観を阻害している広告物等と判断されるものについては、視認できるものとして、禁止地域の規制の対象とする。

審査の結果、「視認できない広告物等」に該当する場合は、当該広告物等が「展望することができる地域」の外に存在するものとして取り扱うものとする。

〔第1号〕道路等からの展望を遮る障害物が存在するもの

- ・ 位置図又は写真で広告物等が道路等から視認できないことを確認すること。
- ・ 写真は、広告物等の位置から道路等の方向に向けて撮影したもので、道路等を通行する車両が障害物により全く確認することができないものであること。

〔第2号〕広告物等の表示面が道路等に向いていないもの

- ・ 平面図等で、直近の道路等から伸ばした垂直線に対して裏面側の設置角度を計測し、45度以上135度以下の範囲内にあることを確認すること。

〔第3号〕広告物等の表示内容の判別が困難なもの

- ・ 広告物等の意匠図で最大の一の文字（又はイメージ等）の高さ又は幅のいずれか大きい方を測定し、その300倍の長さが広告物等と道路等の距離内であることを確認すること。

3 留意事項

- ・ 本取扱いは、道路等からの景観の保全のため条例において禁止地域としている区域での例外的な措置であり、禁止地域内において「視認できない広告物等」の表示又は設置を推奨しているものではないこと。
- ・ 道路等から「視認できない広告物等」であることの挙証責任は、広告物等の表示（設置）許可申請者が負うものであること。
- ・ 道路等から視認できない広告物等で、都市計画区域内又は一般国道及び主要地方道沿い（路肩から500mの範囲）にあるものは、第2種許可地域の基準により表示（設置）を許可するものであること。
- ・ 本取扱いに基づき表示（設置）を許可した広告物等がその後の事情の変更等により道路等から視認できなくなった場合は、条例第6条（経過措置）が適用されるものであること。
- ・ 新たに道路等が開通したために条例第6条（経過措置）の対象となっている広告物等で、道路等から視認できないことが明らかであるものについては、本取扱いによる許可の切替えを指導すること。
- ・ 条例第5条第3項第1号に規定する自家用広告物等、第2号に規定する道標若しくは案内図板又はこれらを掲出する物件及び条例第5条の2に規定する公益上特にやむを得ないと認める広告物等の表示又は設置の許可については、本取扱いは適用しないものであること。

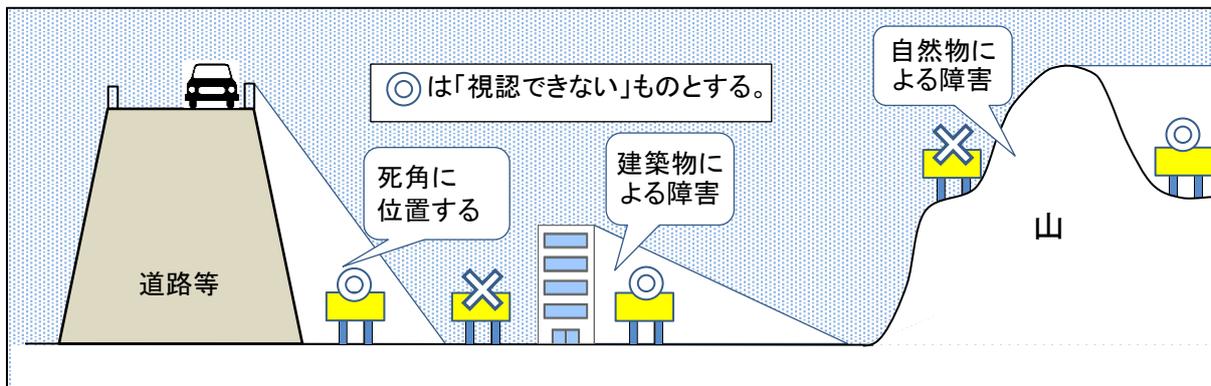
(別紙様式)

第2種禁止地域における屋外広告物表示（設置）に係る確認書

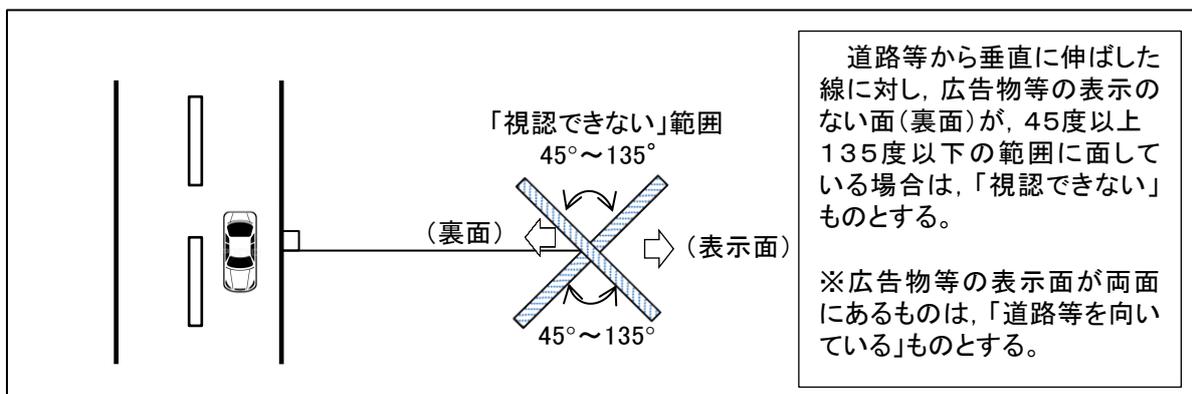
広告物等の種類							
管理者名							
表示（設置）の場所							
表示（設置）の期間		年 月 日から		年 月 日まで			
前回 許可 事項	許可年月日	年 月 日		許可番号			
	許可期間	年 月 日から		年 月 日まで			
広告物等の概要 (形状, 意匠, 色彩, 大きさ)							
道路等からの距離		m					
道路等から視認できない ことの該当事項	該当項目			内 容			
	1	展望を遮る障害物の存在		<input type="checkbox"/> 自然物 <input type="checkbox"/> 人工物 <input type="checkbox"/> 死角 <input type="checkbox"/> その他 () ※一時的, 仮設的なものや撤去が容易なものは除く			
	2	表示面が道路等に向いていない		道路等からの垂線に対する裏面の角度 _____ 度			
	3	表示内容の判別が困難		最大の一の文字（又はイメージ等）の大きさ _____ m (×300= _____ m)			
添 付 資 料		<input type="checkbox"/> 広告物等の意匠, 大きさがわかる図面 【共通】 <input type="checkbox"/> 広告物等の位置図 (道路等からの距離がわかるもの) 【共通】 <input type="checkbox"/> 広告物等の設置位置と道路等の位置関係がわかる写真 【共通】 <input type="checkbox"/> 平面図 (広告物等の道路等に対する設置角度がわかるもの) 【2号】 <input type="checkbox"/> その他 ()					
上記のとおり相違ありません。							
年 月 日		氏 名				印	
第2種禁止地域における道路等から視認できない広告物等に該当することを確認した。							
年 月 日		確認者 班 (氏名)				印	
決裁欄	所長		副所長 ・次長		班長		班員

[参考] 「視認できない広告物等」の判断基準の考え方

(1) 道路等からの展望を遮る障害物が存在するもの



(2) 広告物等の表示面が道路等に向いていないもの



(3) 広告物等の表示内容の判別が困難なもの

